注３　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注４　法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注５　法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

第２　添付書類

１　事業の譲渡に関する契約書の写し

２　譲受人が法人であるときは、その定款

３　譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

別表第五号の表題中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表の表中

「

放送区域	

」を

「

放送区域	
通信事項	
通信の相手方	

」に、

「

電波の型式、周波数及び空中線電力

」を

「

電波の型式、周波数及び空中線電力	
認定基幹放送事業者の氏名又は名称	

」に

改め、同表に次の注を加える。

注１　放送事項の欄は、特定地上基幹放送局に限り設ける。

２　通信事項及び通信の相手方の欄は、基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局に限り設ける。

別表第五号の二の表題中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表注２を同表注３とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の五の第１の注を同表注１とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の五の第２の注を同表注１とし、同表注１の次に次のように加える。

２　無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

　従たる目的：」

のように記載する。

別表第五号の六の３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

別表第五号の七の１中「の目的」を「が法第27条の23第１項第１号又は第２号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別」に改め、同表の３中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表中９を削り、10を９とし、同表注１中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表注８中「22の欄」を「26の欄」に改め、同注中「ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、別紙⑴から⑶まで、⑹及び⑽から⑿までについて記載すること。」を削り、同表注９を削り、同表注10を同表注９とし、同表注11から同表注14までを一つずつ繰り上げる。

別表第五号の八の第１の７から９までの規定中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表の第１の10注３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

別表第五号の九の第１の６から８までの規定中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、同表の第１の９注３中「法第27条の13第５項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、使用することができる。ただし、基幹放送局及び従たる目的を有する無線局（無線局の目的を変更して従たる目的を有することとなるものを含む。）に係るものについては、この限りでない。

○総務省令第六十六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「放送局の運用」を「地上基幹放送局の運用」に改める。

第二条の三中「放送試験局、放送衛星局及び放送試験衛星局には、放送局」を「地上基幹放送局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局には、地上基幹放送局」に改める。

第百三十八条、第百三十八条の二第一項及び第二項、第百三十八条の三の表注一、第百三十九条並びに第百三十九条の二第一項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第二百六十二条第一項中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。